

8

7

6

5

4

3

2

1

0

20

10

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16



言愚憑堯爲

六七八





為堯愚言卷之十六

三事幕六下

伊賀小臣城西辟國禮工疏

逸民厚生下

漢士乃聖王堯舜を始めぞ後世の天下後學の玉ひ一道を祖述憲章し
書文を以て誦讀一上古君主に告げ下を萬民に教へ國家の政事を教誨する
者を儒者と謂國體に儒は道得民と滿足せ禮教は儒行あり論語は儒
者子儒生為小人儒と云孟子に陽子之道と稱曰仲尼之道とも云ヒの儒者
儒者を孔子より稱と云ハ既や既に國體の言頭故ち云る日本儒者あるて
必やう教主を儒ハ既云行く儒者亦に自御學焉禮說教化掌用記今用之
吾聞周文王自衛反魯遷山確取名焉主教と臣宿に謂て國祀之師
以德行兵と云を兄また而と子考ハ儒たとく儒公私とく論者を誦讀

一禮事無事奉ひるのみに歴のまゆをうり禮兩三百威儀三千の眞言
一召世後代一寺ハ僧家の業事うねを僧家の告教みてト國家に於く
夫ハ君と臣とやも政をある夫ハ萬民也或事本邦より夫ハ人皇十六代
應神天皇の御宇ヲ原國の博士王仁の經論語焉及ひ千字文等齋
ニ奉く宣教すに於後名うきを謂テトテトテ日本和邦人等を於て
至りてをちる中華イ及んじ善隋國底の訓に於ひ日本國の天子日入
國の天子と使を通一隋唐の際にあるて中國に於て天子と並ぶ漢
王と言語を棄て文書を以ふをも和訓一ノ邦の志を通一日本文那モ
海は隔る事なき也江口ノリカレハ佛也國計を乃まで獨妙行せんを後佛法
於今く白虹の現れ度き太白の昂た鍾をうかく陽老のそと甚き詠き陽昇の
國祖を陰立すて五色く已むてをハ幡大菩薩と寛謙たをもるに即す清

たててト隋佛法乎と一天の君もチ不令の水うけた近水教るには取る小川
絶不全朝比屋宇於て極り次第舍東山の武將之をもて任一左馬軍隊の難船
ヨミ完船ノくに滅一尚代に及ぶ難船ノ天下の海す遠く傍道にてと告げ法
不治まゆきハ天下を主へとすを詔む付古モムニ度どらむ車の戒を

神祖聖旨ヨリハ波の遼限ヒリ乞ヨリハ明日乃ち文教を興し林を差
を京間に埋れる波の遼限ヒリ書た諱ヤのちにトトトトトトトトトトトト
群星本屏一伐木の寫ナシタルト取く千旄の子こうち郊に満ち天下の碩勝鷗
生強冠モ眼を利ひひのそ再び吾日本の地を産すに中無一も空
き翁たをく 应神天皇に令セシムトモを詔
童子に於て、清門をとて下を拂ひてに因くてのめ原行く未
平彼一ソリにあらそふ清門の君臣の心を磨き多に磨るを主ハ向後進も

佛門をほ國家を蒙りたりと。祖宗の遺訓ふに之間りあり。こそ是
ものに陽志と古の佛志に心を殆んと済世に生じて冠に達せよ秦
皇に従ひそ既に情こよんと既に元食既院の附ともく國家一そぞ
程私僧に一そも常肉酒一會と爲らむ者に似て。君ふ之を戒め。宣
めの事の陽志をぬき陽と正今そ舞せ給ひを念せ。國家五事の陽志
と云る愚言十を教ふ

一曰所隸今は佛至ハ極あ事共ハ漁人陽志と云事而生は財を行ひと
掛けそそむぢり財と云難ぢく實に考へ定めね浪う信せる身の如立浪
人と謂てちまきハ漁人の陽志をオの有る一ぞく口乃開せま。經この教説と乃
衣を國家のゆすを被被一五良町にてた失。一も此軍一うづらの才と
筆をハ向後支陽ハ勿論て手に陽志と稱せらるの志。陽務と云たゆう載せ

當時の大夢に之を學りてト散在の陽志を以て至。モ夢を捺解する
謂に服にそ未と書生に之へ印を立てるハ。師をくずす務だ生ましゆく
可め別に務どるに及ばず。又神官より並る陽と兼業の務を生ましゆ
ハ寺社奉行所に隸を唐山海寇の防禦式役役づらるては厚せにやをか
くちるト

二曰陽青出ハ林大夢役執く生じて凡の等才一を太陽と云才をやを
教極に傳正の上に佐原才二を明陽と云才をゆる人を教極を陽志の才
位を才三をう陽と云世祖の陽志の才をもひ大祿の才才にと陽志才
色若才才更他往をあちう達者ぢらと既に陽志り生く士あると
極く才才を多陽と云國學の師に極く和あの上に佐原才才を塾陽と云
小学の師を云長老の上に佐原才才を書生と云塾陽にあはせ平に走方を

云入門の上に位也

言儒服也ハ禮れの儒行に其服也卿はまくちゆゆも唐山の服を用ひも
唯通牒行くもその服とぞ辨し皆一のを佩く武家の如く兩刃を常以
て刀の飾も金化つたり持弓一程の風をあそびテモ作歌の如き皆階度
の序に因りうる下

言儒食也其妻をある程乃至は儒ハキム母妻子ノ名一星の月夜た陽
下るは夜宿仕事時之を取む一此の儒者た西牟太山人等にあら
た幼のり少く佛を大仰心せ起一圓華たる一書生の禪が本を即ドも
仁政やル改月作通表奉行と往至テは豈士行くもろの福宗が念もア
さるの義也

己の儒行を傍若の行法を常に儒行の爲を以テ波に走る者ハ忽ち

儒籍取引農産を以て之に於て天下に放蕩の儒生多シ是れ
此味ぢれゆ(儒者)は極行甚れ者ばかり紳居の人々ニを指多キ其者
紳居ハ儒生の不行を見るを多難を戒め當て其事を詔を書ふ
至る處へ挿書の律を立人、儒語の刑た刻ムと謂也一時多有甚者
私モ儒を行く放蕩主取れる者ハ其妻の夫と離せばと詔書の基ニ
有りてに因ては其妻の性を擇て飢寒の外に逼るに因るゝ善
夏侯勝は其妻を戒る言を大儒者を対して俗族を病は該論をも
そと云儒者ぢるト又は銀屋行を佛の不行を見て釋氏を脚立の志
佛も少偏あらずも古來ハ向後は儒行を以て政を立てて放蕩主取れる者儒
に居りて放蕩主取れる者を少一少也ハ日流一太也ハ敦化也ト

高禪見ゆを変陽の所作傳行する者ハ必も大なる上達一書集の序を以て
上に禪見せしめモを諱を尊むトヒの世ハ數傳庸医の禪見ハ獨り行く变陽
シテ其子也ハ偏頭と謂下凡取医と云者ハ始より医や止めて學むる者中には急ち
上禪見セヨ禪見もまた内ハ命士也參と因一く亲與儀仗を備(貴賓列坐)の
門内に中央うそも(禪見)所居也天て直筆の者には多くせ一夫醫者
方伎也醫ハを薦め何と因日行く論もて所謂も亦人どもの考へて医者
ノミ度を多有ナガハ行き國はぢくも安ま近内済ハ財医者に召され
免れ上を变陽の考へ者有ナムに禪見を免れ下に國のすゑを
終(出)規矩準綱と謂

七科目也ハ日本之古ヘ天文律歷明徑文章等の博士と云之科目を立顕
門の傍若无心至度モを薦め禪見ハ少くハ失め法ナシ取くハ禪見も

終(出)規矩準綱と謂

勿論變陽も許多の科目たゞうきニに於く傍者を薦め精微にせり是
度セヒの學者ハ唯变陽家獨の役の溝渠をのゝ闇ニテニモ学ふ不行
何科ともせざれ變陽骨ノミトヒと國用下當へきを薦めたり傍者の
道裏カ不外也科目たゞく學りめざるの脅也文部開闢る寒る再活牛仲
子游る反母求焉語寧我子貢ハ辯乱のモ首や輩也名一科を禁トシ並
達をもとを内モ也逆行のみナムナモ語ふ余の口モ後世科目ちの華一合
乃庸俗ナシく十哲の道也を至りも極どもに此其ハ然あらゆる事
傍者の上に许多の科目たゞうき禪見許ナシ時也トモ科目の上に由く若也
シカモナシた御セヨのえう者を以て走くあゆふい傍之古今の陽をとす

終

八五學はハ是の古の如く大學子學園等級子材學の正學也を主ひて

の傷生を招ひて是國の百姓が起下むるゝとの心も亦乃事をより大嘗や
一國に一い丸の多寡を立たまはる國事や傷を廢し廢一國令寺と於るども
是れはたの國にあへ少すや其縣の官に至る縫事や二村の官にあへ村事
や七村村事に入りはすに十そ多く外うて下を費用ははふせその仁利を
説せらまたくるを一な先一ふて満里一多衣食ハシノ後の大に車一田園を
附毛毛を傍生を半に力耕して自う多すむ下耕而且かうぬと云ひ度る解
のなげく傷ある耕る見る事假一耕うて但此の世に云ひづれを假
乃は行くも大いぢりへえも

又曰傷生はも傷事は假使をもや傍者近習仕事者をニに力役を課
卒々多糸糸ハ吉の力を用うと云り昌言ちるが不耕じく食は不織すと
云ひてはるに有る、金穀のちまこと傍者の役ハ諸府の史に付一或之文

書の文字に古一田林の薄紙に牛一六上に云かく唐山防地の武役を引重年等
候の多めた事多きゆ一牛のぐれをモモ腰全く農民の妻を妻方にそりうち
も生活をほこすも其のまに賄ふ福はす滅をす

十四兼業はハそのゆく神事まことに夫を一種の者には岐や大相馬に止傷業代第一
む至一たまはくのせ神をと喰ふ者も強薦を乞一神事もう狹路の足識り
一ノ神をそく巫祝の口火を制めぬみ我國のそぞく也うか一も怠れ左更
向後を神事まへのる事も恒度を呈一神事の民もいなうと至つてはぬ一主
ふれを三十も行く傍若神友の二式名もそ無事一食ふてふきを定せん
十四歸農この世傍者にねじ化す者あへ皆所詮へく縛事にぬ一農民と
あすともよじては傍翁を立つて財家モ一計りひてアヒトナリをゆく

儒者を重んじるをもとより陽の生活で儒者を史籍をもく東洋を執る農民を害せまることせん

夫吉慶ノ間ハ小豆ミの砂にゆりと砂モモ粉モ粉モ粉モ粉モ粉モ粉モ粉モ粉モ粉モ粉モ
トサムニテ中夏ノ醫門ハ黃帝岐伯ノ書ト云く軒岐密ヒ辛シヒ人ノ疾
病あり内氣外皮陽氣減全の間を以て平治セラヒた事至人の大仗
トサムニテ中夏ノ大邪也主氣トシテ醫門を事セラ者主にはモ主は方信
臣民也生え小せらんハ有リテ之に醫門を事セラ者主にはモ主は方信
萬信に及べ中夏ノ大邪也主氣トシテ醫門を事セラ者主にはモ主は方信
沒キモ俗カモ生あせハ主に庸医也主氣トシテ醫門を事セラ者主にはモ主は方信
醫門の主に多ク生本庸医の皆也アムニシテ其ノ耕心を以て病氣を以て食
人を瘡一粒江戸に生く生石なる人を殺さうとを謀セラた醫門の主は生石

名をヒ謂医門を事セラ者

一曰下難生たて安醫生は難生不生を主に民百姓民也民也ハ醫生の从難
生也生ち難生一脉力を換て門下生在最一肩難に兼てふ医門也と分家セ
准たむと人なれば多く其生數を以て万民を救すもひよしらや醫門不三世
不彼生族と世医情せへて生じ故も每ち因難をちつて救在生まし肩難
者に就くもや仁善生上に生くはまたと生を以て救一医門もと生
又母の子行く想然とくまやヒトニ難生に因て生むる医門也とくら後
ての医者と稱する程の者ハ國名也生難隣近難久等の生難どて醫務を
主悉く載セテ漢書ヒタウリ医記ヒトニ医の生を以て生を以て醫務を
主名を因難の罪人及び生の生民三裔民の疾病疼痛を療治セ
又てヒトニ大醫論ある時セテ名難を以て石集め難門考方以て便セテ

但醫書載せ馬記を豈か時々見る者の医学医術を試む一試むに
論文の序文なりの間に應と多く能く者ハ籍一載せん記をも
或は医学に就く又は農業むかのやうく僅か平西に於て此法立す
由ハ庸馬とぞ萬民害免すと雖も其の医籍を一而籍を至
まへうりうりん

二曰醫學はひとを蒙附三言一に古方といひて後世ニサ國方と云ふ
實にあらず医病未だ小伎医亂と云ふ道に極めど也道をもは先
塞ノ術ハ天下に開引あり而少々口に食ひ後にも多もばなるが故に食
ぬ者相扶たまは後にも多もばなるが故に天中華雲東の古ノ御と
度五洲之異醫歌懸想の別ぢり誰ノ鳴を仰へ故ハ古と蘭方
偏用一く重きの民を瘧也と云ふはのれ五行の行と云の世事の

強弱財氣の盛じる所の疾病也と波三方をも用一く既くも是を瘧也と
呼ハ醫學を三つを主とすを醫學の如むに因も當りの故を三門の醫師を
立りまほ一との務をも難をとて別不に至りや

三曰醫學は医者に醫法機械不一者之内治の主をも病に係く貴賤不
等に分り一其學上達一ゆる難處萬人不及者を醫師とて下の醫工而第
たる者傳ゆ主次に及ぶ者た國粹至原一國を廢治立ちに之を醫工也
主次を百人不及者を婦医とて一卵を廢治立ちに之を也次万人不及者を
老醫とれも西術に老夫を婦医とて一卵を廢治立ちに之を也次万人不及者を
不暇を有夫を醫者とて初老と人の病を醫すに者と云者傳ゆはる者
を下の医者を取まとて但儒醫爾同制也と考とて其事も机一く揮
幸と一と云醫事の著に注云注法醫學の假官也 皇朝うねり

しの頬足とよき西工にすれをふはれどくかぶのそを馬の毛のぬる
乃々寝方に仰て候すちかく名水くも院は馬を廻んにうさんゆじと、そ
馬を養むる村衆治の志を書りてス病家うも上書であひ資金としむ
若西風医者ハ元本俗人也との傳はシを長袖と茅一に氏に混じらば、画
老も毛色の少しだらをもまくを経た因に毛根も多ハ強にせねば大半死
法眼院楊と云ふが長袖と曰ふが有ち五時を五病ふ因に馬者の後
輩をもほまにテ王后夫人もほち五時を五病ふ因に馬者の後
あつて鹿をもすす壁の刑人を後世に傳う第一ゆる祐君の後院より起
る此宮のやいに因ひて、猶女の心を物語り。宝鏡をさの法皇モー位を解
りとて、かくへり人をも少光の戲姫と謂た。もとハ才をもとめゆ後に因に
の者ハ佛人に歸ると定め馬者ハ又に玉輦手と信政と法眼院下の位を

用ひき十坐のゆく令宿玉内ト長袖と不にありて、士君子又ハ民官にも多勞
出外ト昔嘗の北仲景淳子意ハ法長の長の郡の大吉の太食に玉や比馬
令修方善也なまく、又馬を乞ひて、肉を以て祝政と謂。モハハニ
治而生きハ因ひ新八の子に墮て、病癱死と証。致整一筋陽る御子ト
れぞ。新平中家にはす圓頭の馬者の子に妙くしと覺ゆる。この馬
者をも玉輦とすほのゆだまよして、ゆる。玉輦の御子とす。この馬
おて同門の馬者に監視に立たず。云だ脇に仕事うねえと世間考のゆく
袋松枝をうちる。石井の虎徳とちう病家會す。之を宮司に立ち
是を虎徳儀仗を解り、是もくも功名を却す。かくハ掛らす。又はアラニ醫者
の主昇旗と京をつまた。医通を表す。廣平松樹の衣冠服のよを後羅合

五枚飾りへの耳目を奪ひそ情や聲鄭とく魔房の役を體せざ爾の尾
アラウムく人の昇龍を志りしむのせ乃馬風とちりぬ。多良川のあらうえ
モニキの法士たるもとてソ爵のふに附ひ班(アラウム)の役を務めしもの前後を
ゆう衣冠無力も必とる弓の射撃をうな活躍を盡す士卒の後に至る。又馬
一刀たち(アラウム)の馬若ハ肩轄ニ秀才が風を移す事無む者なし。既に御膳奉
差を負そ復し奔毛には一十日六矢を祀の由(アラウム)ノ背く者ハ西並に御膳奉
御を下す。医師と御行班(アラウム)は法全背く者ハ西並に御膳奉
計を巧に而家を駆くに及んであき葉(アラウム)を取さすの際活を能に服を身
まへずの病者もすまむにあき葉(アラウム)を取さすの際活を能に服を身
ぬ。薬糸(アラウム)を用ひ葉(アラウム)を病者にあすめ貼筋を計くゆき。又葉(アラウム)

病家の貪祿に因く多少あり。その傍(アラウム)祭神を唱る者へば、夜あそ
禮謝(アラウム)と名まハ食医も禮責(アラウム)能くに食医の所あく庸医の
所あく。而も古来ハ向後、薬代生(アラウム)の令を宣め。是れを記す。其をかゝる茎
代漏(アラウム)が折くゆ。醫(アラウム)仁術やとソヤサの馬の袋財を以て仁を施
至(アラウム)也。

五回採藥(アラウム)その元神布(アラウム)の口をゆく。一日本溝内(アラウム)の山、谷、川添、渓流
平木(アラウム)を越(アラウム)て、神州に生息する草木を採り、西瀬(アラウム)を成し巡
行(アラウム)。大内(アラウム)の軍法(アラウム)を守り、醫者と毒箭(アラウム)を許さず。卒(アラウム)
至る所(アラウム)は、腰(アラウム)の我邦(アラウム)に生息する創(アラウム)を乾燥(アラウム)せしむる。かくす
て、革(アラウム)の骨(アラウム)と肉(アラウム)を剥(アラウム)石膏(アラウム)に包(アラウム)て、

今吾日本の薬物中夏萬國ノ物をす。やは株井の道行にあても
王をもてぬ治俗を寛ひ小をくよを主へく降ふとく候にむすり愛む
アリ服をやヌ西近前をわく拂り或ハ化モキ天下に云絶とて美少さん
額あ一臣聞す州ヲ北朝解へ候う能ふの人を出で候も對川清内
ちの生れを活る事(ニ市に)ナシとす。是おを市の革く立高のを
を極せらまハ神不良に之者とのとす。而止と謂トはかまひ不難ハ多
アリ御の障に均取そくもすを。波止方人ぢく世式をく人々を勝へ
そを終るをかほあるをがるに。身を免へるを爲め。孫吉比
そ連人ぢくられ。社アリ。もす。は。孫吉のみ。醫者。の士卒を喰。病者の國政
を脅すに附とす。

との豊サホヒドの生あは老僕にどるに改め様若々和生をさう。唐

薬、幕船の薬物(松長崎)にく時人に買へ。又は長崎まひ東百ト。百十
一を長崎ア送ト。考テ。是九州の至れに序て。一を京師二を大坂とを江戸に
轉漕。一序用乃手を送ひ。モ船をば方せに。皆萬貫にまづり。千金の医者
ア。も。公商官にすらきる法と。宣ら。ア。一。薬物ハ。敷帛の世や。没。ア。は。場
又ハ大坂にく散乱をひとたけ。禁物。ア。ら。ア。レ。ソ。ハ。革れに。う。れ。ソ。ハ。物。を。考
大坂の商官の手に入。大坂ア。世。ア。ま。う。も。の。万民。を。害。を。よく。凡。物。を。首。
萬貫を。長崎。な。行。五市。ア。む。より。下。の。價。れ。價。印。を。く。天。下。に。り。ア。下
其經の令。は。の。ゆ。く。主。は。ど。の。十。倍。ア。う。き。度。に。た。う。價。も。又。は。威。醫。攝。主
店。ア。草。ア。も。も。主。ア。波。ア。貴。生。を。用。ア。ア。レ。萬。民。其。利。ア。ア。ス。セ。ア。乃
亥。藥。も。多。ハ。先。セ。ア。

七日。功陳。は。一家の醫。ア。其。藥。鍼。の。鑄。を。與。る。所。の。而。底。姓。名。の。曰。平。金。死。

此書を毎歲十月晦ト豐樂店醫の客寮に上計一席ふと酒を治
ひが候とを。又毎に記。其事工商賓客過旅新舊ト詔書立行とも。未だ
ノノ母一兩官の内(少主)を國ハモホの守尉不筆の守尉うす本主
兄弟一兩官風物とに醫者との計と病家の服札とは四一之書の通
明を然所ては醫門を守にどるゆめゆすニモ行ひきとて。もの医醫
皆無能術に、寛量主とハモヤセキ。醫はどを主方を以て、府家ア生年モ
人ニ通ハ病のを初詣のを賜く先のを云々。宿也。も縦善の方々が被を
て。唯惱愁を。く醫者。の肩本た。嘸に風俗の。徳は。想と。改も五体も
スサナ。や。ちや。又罪者。も。おも。せ。キ。と。そ。み。母病。す。だ。唯一。の。艸。醫。に
作。く。死。生。を。口。し。め。故。も。お。の。歎。の。何。方。行。物。う。を。聞。か。せ。ん。そ。苦。懶。
作。ト。さ。は。被。す。お。の。お。の。を。あ。さ。か。され。ハ。の。后。す。る。考。方。名。か。痴。む

問。醫者。と。獨。ち。く。醫。に。往。き。る。を。を。何。と。う。謂。ふ。に。い。れ。た。く。に。病
家。病。而。ね。ら。い。う。名。取。問。か。や。よ。醫。者。、病。症。を。治。一。方。石。革。瓦。板。答。下
是。に。於。く。天。下。の。人。死。く。醫。に。掛。ら。る。ち。醫。に。掛。ら。る。す。ま。ハ。醫。ハ。全。屍。を。檢
ち。き。と。て。宿。家。の。様。死。の。方。を。私。に。葬。ら。し。め。と。云。今。を。も。醫。者。の。仕。く。人。死
醫。心。ん。形。く。模。石。を。傍。坐。一。身。く。前。に。云。か。ゆ。幸。葬。を。ひ。ま。く。も
様。死。を。ほ。一。葬。ふ。て。乃。至。る。所。

八月内。東北。八醫官。其。以。祖。醫。の。主。と。侍。醫。を。ち。る。を。モ。る。殊。事。休。不。疎。く。と
辛。亥。年の。乾。卯。午。に。古。から。ア。一。水。船。の。そ。ん。ハ。舟。車。主。に。入。ア。一。流。年。在。所
の。處。醫。者。の。功。業。ち。く。庸。夫。医。者。を。誇。す。と。淳。じ。う。橋。を。削。り。記。を。在。る。農
夫。と。ち。と。ア。氏。を。起。を。ほ。ア。人。を。紹。じ。く。中。農。民。盤。に。糧。を。貯。藏。ら。ア。も
仇。に。兵。を。假。す。方。不。軍。を。免。す。主。を。取。う。主。を。取。う。の。事。あ。や

高西裏世緒の醫を多くは庸やからず辛十そり二十正醫門を江戸に薦
三千六千三十多室を諸國を遍學し挙出歷回也も官ハ化口處不外の業子
萬者の中身者た堅忍人也底民の力を助けも才也辛苦一毛所を神に至て次々委
焉のあやハシたる華に資せば又多能材一也して焉得を用學せむ乎
也古人民とくに神に也るひ醫を生ん開黙也

十四治醫也ハ焉のれも泥万洋くか科綱治施政極度を科明科口科病
科耳科嘔葉歎焉も焉をもとと焉列也も医籍也之く醫籍也へく醫記を
故ナ此ニ多の難へ與へも一刀をも持ヒテ此とのせ音日の針灸等兩力を
佩ひ若葉の肩にかりあくあくせ日の佩力と呼ヘ此のとくちよは云也民ノ
情也主と過民の務イ戴り天下に所事ぢくまく食之所難ぢくまく而立
正方人夫ヨリ母ミハ國家政局のうちや也ア民の厚生を云に佛る神本陽

生醫者と云すをも多矣ハ仁子の貴く一々医者の職一きに此もとのせアヤリ
序に医也の次也ハ神官陽生医者佛する一不くハ向後此ノ如を也
送医の法をも籍一載ふも自ら石康もも神某陽某醫某佛某と冠号
に神こどもは神職ぢかをひく陽医酒ともさくも字をもく次也ゆゑ
脣也此のそに冠ヤモトモ青ある者と舞妓冠一と云冠に及シテ
たる脣也と彼もも彼を以て武役にほの念と見て以テ已ニ皆所謂頭面
ノ宿病を生じる國病を療一もく神聖也也一もく也

為堯愚言卷之十六

為堯愚言卷之十七

三事第七

絳賀小臣城内辟國禪工疏

遊民厚生

凡游民と謂は並情の謂ひ此を遊於產逃事於齊宣王或ハ並平並平の
遊に至る者也是を起て行ひ不勤を志者の或や假に之を云ふ者
の如く主教擇ひは仕官一處を致しハ農工商賣をちるく時節を
候者をあわてて三を原すくねどもあわててそのも家は財貨糾り立つて墮
たりハ寛ぐる其下へ寄りぬれりてハ三民の業休耕をふさぎハ則浪
人を名乗く其工商賣の本分を司れたる力を扶て殊社下磨斗日を務
る者なり不情と謂ひて是は遊民の産籍ぢれの役を負ひもまへて爲に所
難を立候務を嘗ててすりあつ

一曰市分士を西民の市分を糾糾之を西士西東北西西速西羅
の西城より遠くも本らの禮に一毛分ひうわち士大夫と公卿礼を用ひ
あらゆる方を公礼を用ひわち工商と公卿礼を用ひわち商方まほ間
の禮を用ひわち民間の方と公卿の禮を用ひわち雜アチモ下を非人
乃禮を施一西民の禮に心せしむる造民もまた尊卑に用ひわち雜方れど
百武の禮を用ひ役の通れハ士商工商官式雜事等の儀服を用ひわち嘆
かの段とに及ぶとの湯宿にて至る被ぬと衣服を長くして革やめ頭の絹帽
キモノをさきく多ハ服との錦段や巻た縫笠を戴きモ士の妻夫にごく刀を
免一モシトハナ綱を佩うてせましめ履を革履を用ひるハ士族下れ
尾手を附タリモシトハ寫と音アリハ市中の所の�行く一毛分ひうわち
二面着務或は西成乃市写体許名アリニ二毛分アリオ一式藝師軍法兵

法者た云々二重衣共ハ二の所附に至る俗名の寺の屋と云ふを以てに
字あた唐様書と云ひ御書と一也書の裏へて序題一言ハ和様云々と云
隨宋大精泥写法のものアリ因之や云ば上衣ハ大概モアリ俗色セテ
皆漢土の書を法帖を主に多ひこそ内侍明池御書云云の如きを無
云ナシ不三画の家第ア算者アヌ血脉共洋書を主に多の様方教者若を
云ナシ御書御書牙七毛奇子ヌハ軍書該牙九能書石牛犯奇子年土
栗人體牛口蓋を云ナシ一臂附中三角抵ナニテ筆子やナニテ表墨ナニ
六葉陽石ナニセ十七菊院ナニ八圓基基子才十九將基基子才二十活章子才二十
万枚ノ龍ノ龍ノ龍ノ筆子ノ扇子ノ生法を有者共を云ヒテ二毛分アリ
其の生法を有者共をれく汝を以てに生活すむ也

言下蘇は遠民を従ひ西官を立せまいより下す哉改寂輔の宿事
武藝師ハ柳生北條春水ハ西吉原脇家ハ皆を算者ハ井又ひがれを
府兵主者公笠原伴助等と云ふく多く 云ゆの抜藝の家はうそゆの
西吉天下に至る程れテ籍を立めたるの記を追げモ藝家の源あハ忍ま
う多かを重く御に近て謂ひて身かたを半一戸戸籍を立信す初
ほのとちまほすやの西吉下蘇もくこのとく不収の式とぢりぞれく改
り復つまほすや本を多く仕事下へり年々に西吉の戸籍廻く丸の戸
籍場を下

西吉遊居は西吉の居心地市宅すむくに西吉の街すれど其の御の
場所に居すりも居タ(ミ)居を営(セ)ルを営(セ)ルを営(セ)ルを営(セ)
ト居(ミ)居(ミ)居(ミ)居(ミ)の利潤を営(セ)ルを営(セ)ルを営(セ)ルを営(セ)

今を武生居處とて六町石板木頃をあひせあをびく人小屋とて被覆を
定めハ財人浦の者ハ義に因て傍をも傍(シタ)たるも小オの役の武生を
由御(シテ)利をひく地(シテ)由故ある若やを告(シテ)付(シテ)云ひの如(シテ)見(シテ)
云ひてく西吉は地を傍(シタ)たれられしをほせめ、傍(シテ)の者も自ら
うき涙(シテ)もせすもだす角の市中にある事を免(シテ)め、故(シテ)の者も自ら
施(シテ)て下す二法の内訳(シテ)も店舗の店(シテ)て業を立(シテ)て業を立(シテ)て
うき安(シテ)りてお(シテ)生(シテ)販(シテ)者ハ(シテ)社(シテ)あり(シテ)う
い安(シテ)言(シテ)實(シテ)の金(シテ)を貯(シテ)て(シテ)三(シテ)月(シテ)も(シテ)青(シテ)を(シテ)貯(シテ)て
(シテ)上方(シテ)上方(シテ)に(シテ)其(シテ)者(シテ)を(シテ)貯(シテ)れ(シテ)出(シテ)の(シテ)行(シテ)を利(シテ)

前よりうへよの如きをばは標榜向あ松賀者に付まくおもむと本事人
イヨギヤニシはるを考へて名ゆく言はるの者も又は皆考も今外の諸事
をめぐらし軍事候等とハ法の被料をかうと是れに大利なるを以て
を式の後事の一陽なほは済く事とハ後を承の事を付とて賣筆も
姓の私属を主とすうち一紙の後方より全二生を分にむろり法かと
謂下せても食れに三度の筆をうへ筆、獨十二支中筆ハ八文下の筆ハ四文の風を
ひかきを許しておと記すトキ医もまくそ事方を典筆人に告げて
信筆上達ト後其ゆく端くびしとのせ程医薬の多きが方に聞くに法立
さけハ仰伏するの後と云々、前筆に延ててもやん所みべハ神仙の業中ト
其筆方甚めおとくからちの物依附やしもも筆主の取引は既往山東
河洛の行に付てす方やとく元仰もおとじぬた事ふりはの如に既ハ其

藥方を一書書きに附一符念をる奉りて害を起したを許して是に附る
法と云を多く前と序写とすと云は書家屋内写書画をとを爲て人の
手渡を棄りをと大に風俗を取るは思慮不持の者も多見ゆ矣キ
自つを私た候ゆくと料を貴くに皆無事とせざらきほんに至りて

云々追食取次者も精良候かと付すに常に直截すにあく清

一日三度て室を一法の者ハ升末を計ハ御用清候ア

右の法は古の医牧民と方正と名を枝葉を以て一年二月の之間に給て又
候候うれへ無心等の功徳によりあらふと一毛を以て仰、因恩下懇意
の意に曉じる

右日浪宅は古浪塞の者アアモを也あら其法國の大小を計つて國十少の右
ノ一官を立浪宅有セスナカム行の屬吏一員貞を仰事やの法の

武を浪人よりの出でにうそ口辛のせ計謀並定法の体を仰ぐと籍を
せをみをなすけをふ本の中を達す一むれ浪人言ふ此者に之へりあらぐて
五國十國の旨に徘徊するてをほもやくと見ゆれを外たと承る其
ひつと人を殺さのかハオの度を以てのをく嘆いとひうけを新くふを
之ゆを戒命一毛唐けに若くてはに一月行くと行狀を成し一百旱は
は其を多きに以ひは宣う精書一と白戸の布扇(ひよし)も又ハモモト
十國名に少く四名に就もりハナにゲト育牛にまく後化せんと云ハ咸ニ
月間のかくは功を執り一む出へと、六國恩に報ひて八舉追役附一と
就るゆをすすむと、江戸改れ浪人吉ち仕事行府に歸く浪を曾
因法主下但居工商の市民に參りかと被許を以て農民となる、浮井下
山浪完曾口革の月食法坐をハ木をハ士をうづりう荷物を西農民うち出立

むはアハ故友の費ハ市中うりふ下坐のゆく浪毛有のぬ故もろ所ハ義本
乃浪令方に散亂してこのゆく郊鄙にはく白石に多良た植め玉葱一劫
盜をふとちく田舎きも村裏を仰て傍立院を立ててを防ぐに及びて上と
ハ全ね用バウロウ官捕め被ひてたゞこまを活ふ頃にをひるさかく
文浪(もと)口浪(まこと)口浪(まこと)着株丸口食(まこと)口食(まこと)を弓掛もきハ胡職(まき)業
喜(よし)た卒(そよ)ハすちに就アヒタク大久慈寺の園一鍋もは大才なるハ毛國(も)は
義経勘定(ぎけんかんじょう)に在る者を毛哥(も)に改(か)めを告(お)そ法を立(たて)てよとヤリて草
生(よ)くち毛(も)はか(か)の浪(なま)とて毛(も)を行(ゆ)ひ候(ま)のそ(そ)を破(は)くと善(よ)民(みん)を害
者(わざ)二(に)もあき(あき)てう(う)てに戸(戸)のを重(じゆ)く浪(なま)と(と)編笠冠(ひんりきかん)扇(お)ひ
聞(き)く織(おり)衣(い)を立(たて)ひ毛(も)はゆ(ゆ)く候(ま)候(ま)を立(たて)てゆ(ゆ)も悪(あ)

書を糾仰すは松原に於ひまく宿を有の法ノ事一ツ一ツを記載を爲むをかち
の業ノ就一もと一ム事多シトモ窮廬の力に假るをハシマ庵庵に至る
故衣浪ノとく御くを一己主すを以て下の事例を以生一もて西式を宣
たれくもあきやうとぞせせし盜賊五虎の凶人生をもとめりハ脚山自是安
善歟すも古くさうとけりハ寛政新陸澄れ盜むと浪高の良定て氣
室方に及べもあすとおぢてあすとおぢて盜賊情事の後とちよひ勢のりれ
やエにからに飯陵兵革を以てそと北を以て兵士を竿を掲げ旗となる
不動ふら者自身を努めあつたを後は名前を改めんを以て盜賊浪
高ハ搭団ちか領二代の只者を以てゆゑを勿に止まつてするの取やとせ浪高曾
の故に方に明けく天下に一人の浪人一派の宣武せりあるをなきハ此を盜賊旅
胡の源を因ト流を雍くと謂テ是を左之空ハ清ニ立堂乃は所營にて

シ敵を主と爲る事不絶日斧柄と謂テ夫浪人宣武の如ハ切賊名家
消え聲もころがとれて早く市井を離れて浪高の法を以てて既に切賊
其党の武とちよの浪江あさくを生るを莫うむるを看子身かと謂テ

爲堯愚言卷之十七

爲堯愚言卷之十八

三事第八

佐賀小臣城内辟國謹上疏

奴婢厚生

左傳曰天有十日人有十等王者臣公公臣卿卿臣大夫士王士士臣祿祿王與臣妻馬有圉牛有牧又曰天子國伯侯立家之臣卿大夫有六宗士有祿子才庶人工高若公分親有等襄是以上彼子也下云卿者所謂王臣公士大夫子國伯士大夫士士子也而卿者歸臣矣士卿仍室を置也大夫臣士士大夫士士子也而卿者祿士士子也祿臣與之不也工高若公分親有等襄也云多に四十名の内下云矣、國廷下引也れへ多也く臣次本也に叙坐キハ祿子才分親して若臣と謂ひ也と謂ひ也志下賜さむに其もつて予也元才名を以く番旅と呼

ひそかに後まわさうと身の主と曰へうしゆにその遺言をかおるの付をま
まと云草履を仲子と云仲石と云長官を指く親方と謂を奉之を解く約束
と云ふ事又曰民の中工商の家に古長官を指く親方と謂を奉之を解く約束
子供より左房の子と云ふ一同一母で類似す唯て是れの他姓を以て之を
臣と云故ふ右家たて百姓とも以下ゆゑも其因縁たゞく臣家と立ちて古制也
終焉ア後を限る所ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々
恥て有らざる物をも家に有る程の者必死化人の手を以て用ひてにちりぬ
あらず死化人の手を用ひてにまよしと云々後世郭曲奴婢と云々人家ノ経仕
そち一考の人引種とぞきつ皆の傍代者と云々又とのぞにあんく傍代者と
しく一生死年期既一考后月傭日雇と云々にたりぬ止く人情狂名尚
且行く云々の音道徳の人を以て祝方に御はば法華經て傍代者に復し

後代者と傳さる藤原公親に後至一考にたゞ娘と云ふの前に舍人與王の前に
宣く後奴婢の厚生如て言下終まで先王の制にあり今と雖にあり前と雖
寧を條に苟且の政を下す所也

一曰名分のと萬石の士名に給仕する者ハ陪臣とも星云胡の臣を直書
云大和の直書をあまは云儀(對)て陪臣と云ひ萬石ト士卒に給仕する者
を萬石云縁と云ひ是を矢に云と稱せきハやかに其事半を家主と云士名は士
卒と称せし家主と稱せりハ偏祀也亦聲の隨者ハ家奴家婢と稱え可也農
夫に於ける者を家奴婢を仙爾桑女と云ふ事多云々ハ云々に人を以て(うじも)
へ立て食業を以て教育一も子供ハ贅謝と後後せらるの意也商を
ア始は生ち者を手代弱者と云ひ商二買ハたる者を易くも食業の手代

と後は一季方にまづ寄りあまし。號名もまか信臣本に作らゆる所の名
分たるや其名をすばりや若臣とそんて院とをもゆてほりとてまつ
と稱せよ。とれど六代名を立てるが、歎き工高のふり給はる者も在らず
呼ひ古舞うて、即ち工高のふりをひいて奉る。工高の張りて京舞
と云ふと稱せよ。すまむ者、すまの梅やなにたる事を因えと謂も。首
不傳はる。一矢ノ傳より先から逸失也。一矢ノ傳は古方には追はれと。信
臣家臣に給仕する者を再傳。索信とて、又まむ人若臣とて、てくに收を追
成し。改めて信臣と再傳。一矢ノ傳は古方と云。差し起を一矢ノ傳
を復考すて、行唐あ士卒の家に給仕する者、古方本信化寫す。すま代
は逸失。の名を七日を立そ。厚生の計ふ也。

二日六仕今之せ君子卒。死の本にあらざに給仕する者にありの法既あ。

夫信臣方をまか人を信せても、若もそのに生まば、給仕志く死生あれを。信
とぞに立ちを御せたゆふのふと云ひや。又二犯者を方一生、松原(松林)より才三
年期者十年。又十七年二十と年を以て石供奉者を方一生、松原(松林)より才三
才二年居奉。年やとの出勤者一年かに石供奉者を方二年。内年を云てある。や
第六の口庭。一つは下層を貸せ。其の上は上層を貸す。其の上は上層を貸す。其の上
は上層を貸す。其の上は上層を貸す。其の上は上層を貸す。其の上は上層を貸す。
て男に於て女に於て、女に於て男に於て。其の上は上層を貸す。其の上は上層を貸す。
月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。
月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。
月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。月宿り。

を本の役利に任す。ひぢをもと取手りて、ほんく、諸々おおきのものにひらさん。
ぬくへ兵役に任す。水戸の糸絞を詰て、敵陣下にあらきをもとせば、はさ仕の法
を若くからかう。幕良の本家ハ役利をほめ、屏ハ厚生をほめ、むろをほ
と書下

三百石の世三千石の御身番。外に十級の名石を、也を司人給人付。付
先五章。主幹主へ仲百小若も、やくは六十名よりを女中先例も侍女小姓者
三間茶官件居場多き。也が十石の内中少は、こまちハ、ゆく、本のをもつて、
代をちり下へも。役役の法也。も三五石にまき、本を、も二十から三十石
用ひ方五十石のよう七十石。役ハ、みまよ三千七石。計件数は、みまよ四分
七キス外ぢり。一星件少無ハ、きく、のる。六十石一や、吹辛なほく、も二石の本
室をも。用ひ二八役ハ、仲りぬハ、吾合十五の役代をも。一様三五石。本の

本の役本に、本用金を、その家の事臣設立して、ゆき化金を石使ひた度を疏属か
を用ひた。意に本を、至る三ヶ所院不そ不失を、ふと、はり、給人中止歟。す
皆書子を、下す。もする。本を端田口を送致し。次第三官管下の本の役代は、
志走ハ、も全地主も、本を地主ト、ほり、己もを限を、本を、地主ト、ほり、本に、も、書子
ち程ほも、や、う。のやり所。も、本を、地主ト、ほり、本の家隸石足セ、
本裏民、う。補り、せも、使ひ、も、本を、地主ト、ほり、本の家隸石足セ、
も、家け、も、歸す。のれは、わ、は、化。も、贈を、も、一。ほの、も、ち、は、本を、本の役古
ノ役。一、温泉を、も、本に、のぞ。役の用ひ、役の、ほの、も、本の、方工に、と、事と
せに、大謹ハ、本を、も。仲本姓主を、務る。本を、も、本の、方工に、と、事と
人、拂へ、本役人の、本。情け、本。嘆き、本。仇と大敵と、裡にあらず、その、本役者を

済者也詔書計りを云はすの間を即ちと謂ひ一石もか渡とゆるを以て
仲々既に之ゆに傍代者と定め居る事生角にやひゆ、即ちの武生もくも
とちは既あたことのゆゆに由傍代者の件を考へ却り不陸處ノ前をやむ
用八ヶ月、も以て平ひくに云法一式も云是自法イシケリの若ヒ主事
考サハ其事を男女をもつても合四年に慶化とテル比法と云はばす
石の方上にく清代者のも詔す言多ノ數十五ノ也凡爾の法を宣傳を二
ノニセキモニ其葬喪官家にあくを以てのより母佑計己才事あ親
属の給ひにせぐ用一石て云を承臣其隸の分田津井に家て要氣の勝
ハシ子の用を前て終て軍用ハ乱きのまゝ下至初のまゝ家のために至
所謂オニミル一を遣至トモ以下の人云ハ傳テモカタギヤハよしと歎を起
し云傳テモカタギヤモトモトモ標はも五字成モアハ云ニトモカタギヤ最も

最やある者行て其祿の二万石一石與ふ主事の一行く一人の給ひに至つて夫
を員た闇くも人を以て或は最上の方を捨てくやに若ニ二万石の一石で
最下一人毎の給ひに限らむが分カ一と二千石の二萬石の一石を以てても此
等の給ひ最下下者行て現年一石に一石内めた的準トとそくもの多
少にて推量向ふと一石を云ふ人云ふを闇くも二千石一石
石の用人一人をホ一石石の用人一人二千石の給ひと十二石五升の仲代
八人を主とする卒からやかに傍代の祿を三万石十石人役十四人やうるる
一千石一石に五十石の用人一人二千石の給ひ二人十二石五升の仲代三人を主とする
官上の家難事保辛も一石を以てしれ候あひ人役を主ぬを一石に云ひ獨り
キ少の内に送り傍代の石を大才の素う傍代をあふ今及

つは但波のまゝ御内をあらへ後へ因とり舟打利行の由ト一船引く陣き
立正一ゆるものとくを捨て古物を古剣に水もとづる縁の傳ゆる後
海の同朝の法とあるト

西北者尼並屋是時まゝのニキハ必とも余傍役の服を被ふかく御内をだ
官を立テ又モ多キヤ往をもんハ多シ人(國)の間事等の傍役子のゆゑを免
アセモのまゝ海に賈業経歎を立生じてち一端は法子にほも海先
船元本業の多氣自と清くかたるの政方もと原に在リテ且ハもと死生を
立限に立ちたることなるト御内を除く人數は三十六の身土にと限無事マツタ
チ十二石オの臣二人役奉里ノ事也御内十石の身土一人役奉三石事物が多キ
五斗の豆役公を含むる二千石人役十人也モおハ少當中並御内を除く事
處に右の身を立てく海ハ主のものニキハ三十六の豆役ハ多シの

一に萬引院ニハ主の豆役を辛ひ門戸の篤を幸す也まハアヤクミヌリ一金足
緒の魅殺也く候すものとニキを拂ひ豆役ハ主の身内のみに限リテ豆役
を被フスリ主用人立トニ角の役共に拂ト吉テ不隨漏也豆役ハ主の身内
併く門戸を勤め坐まハモ一老役を怠ニ老ハ篤を勤ニ老ハ押を勤めル便れ家事
そのゆゑに往ほんニ主の身内トハ拂ち時くして主を立てば主を取まを主用人
豆役豆役の数も減らすやうを抱きを用ひト

五四年期初立ア仲間少志のニキハ次第中止ニキモ七辛十年と計モ終却
西方の船の船主た石井アト心をもと一季居月宿日雇を因るト主其事を
うふた一但之の御内ハ武藏も實、主ハ一概不御ノ若を停ひて是ハ主事は算
主仕はさんとをあハシテ是也アト作る三事の主事不某初く乘出アラシナ
言のゆく笑く計り、御内太た人主事ナレーハニシテ汝奴ニ主事御内を御内

の田舎者を方々に召散し波三みのくを取次の祝改り往中天子院弄一毛を
當へ送りゆ一毛の送りもつて大に祝儀の金錢を送せ還事をふと食事一
泊りやも渡は國マ一く無のゆ酒うなを夜と云う酒うに腰掛るてに坐也
此きハ浅渡渡舟をね一切に候覺ゆきたら今レ山のゆわんよりを立ちくゆ候
を許さず一斯かく渡又隔離する某うかに振舞ひ方へあひ無らずおを漫
一くすり若狭舟(御)うちうを一直度士子の武威を立

將軍の仰勝下たは本むすび何れ御歎を宣に承く僅ふ可ぢりまわを武
威を表ひ起居の一陽もされば必に年朝者の四度を此般用ひて御いおひ辰います
あも重羽を立ちとく御百歩の路の傍はる人數は三字石の方上にくら云石の云石ニテ
五石の仲古らシテアの少幸云たる九十石人數二ノヤモ老母の御行舟に霧
立ち因國を経る程の田舎者を舟をくはりえぢづるを経田程を犯ハ不至る

を立ておはす一ほのかな生度石はれ因家者をかの田舎をゑく他國を立て
一奉公称と云たるも一及ワキ則毛根(一木と毛根)と云毛券をハ毛根中に備へに是
臣一派毛季景を力内御毛毛一或ハ毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛毛
毛景毛毛毛毛
毛景毛毛毛
毛景毛毛
毛景毛

臣下にて一日沐浴なり。ぬ毛墨乱の主をす。又幕末のゆゑぬもの
不直なる者をもとまつて立高の市に通ひ或はぬ女湯宿にてとある事
を父母兄弟に罪及せん。愚くして然るほどのはなし。女あせの事とぞ解り
夫へ老女後室にて用ひ。兄夫又子伯村贈助の属か。因に松を執りハ禱礼を
齋主を立とも多く何時とぞ。沐浴中の女を所浴を立す。仕てめに必ずかえ
を送り。之故に。仕てむとぞを多き。主食ハスミ。中止。御戚同の事。中止に止ま
をもき。やれ。立下。立高。間氣難事の女。追民西式の妻女を隠す。おうと考を定
ニ。あらに。立下。立高。敷設。中止。御戚同の事。中止に止ま
屏。高た隠し。累は。古い。往々の國。隠れ。褐も。生耳た。度。工高も。少す。生
や。ハ。夜。日。若。す。た。見。習。ハ。ま。連。絆。哥。踏。舞。を。教。く。武。主。の。石。仕。と。ん。義。形。或
利。胞。方。公。而。も。並。寝。に。便。と。も。是。多。食。生。ち。生。は。論。す。獨。博。む。至。死。と

甚。其。事。甚。矣。ん。と。て。大。名。子。水。乃。屏。高。に。出。且。若。や。皆。そ。づ。母。ふ。り。向。リ。全。部。解。に
始。て。の。暗。禮。一。い。も。ち。く。は。大。少。年。方。万。法。の。去。後。を。元。覺。男。女。の。別。ち。に。大。名。の
淫。礼。を。着。す。男。ひ。傲。扈。是。化。一。屏。高。と。ち。く。額。と。一。水。す。起。不。水。を。乃。あ。大
久。の。か。使。こ。ま。た。若。や。一。朝。ハ。日。ひ。と。起。き。覺。其。ハ。除。竹。障。あ。た。段。ひ。若。ハ
雜。ち。く。あ。く。お。内。立。と。洋。酒。休。み。と。ち。る。屬。其。ハ。除。竹。障。あ。た。段。ひ。若。ハ
習。ひ。或。ハ。苦。湯。浴。高。走。高。佛。禮。笑。教。取。て。か。多。其。ハ。善。を。キ。甚。こ。も。り。一
も。て。ハ。白。面。節。を。恋。幕。一。浴。高。河。原。夫。を。そ。く。か。多。其。を。た。者。に。次。に。亦。に。や。り
人。に。脚。く。そ。解。自。己。う。少。限。を。も。れ。こ。う。女。職。を。辨。女。改。更。生。に。脚。を。洁。ト
屬。つ。と。罪。女。と。ち。虚。ヨ。う。是。房。互。味。の。少。母。の。心。或。す。ま。さ。く。善。を。見。り。少
と。少。の。仰。き。つ。ふ。に。を。あ。や。忘。き。年。の。妻。の。あ。と。は。一。華。俗。也。且。上。ト。ち。く。さ。う。か。れ
禦。風。ト。化。や。に。夏。風。を。含。か。方。お。け。表。假。る。の。内。に。や。れ。と。進。む。る。年。に。尚。

聞一たゞ所謂那古と創立をひき拂ひや何と云ふに至りて是事上に至
五十九にあらざるが、主産主（以下）の後事に入り老母事に非あうひ多々ハ安
奴や女ぬを罪にせしむる老をす三良の妻女ハ極き處の汚わらかゆに付して
人に嫁やむもを差向く。ゆき多安のせ候冬之御に因縁の女奚女海皆女
奴や汝ノミ室に入ふゆ、它にアモ同をもと云ひ名残や故せに乃く彰たゞ
罪あるぬや後事に入り老死し水と氣のぬかを以て清高のかい寧陽殿の
ひを多く石仕ひや、民官の妻女を故家に在候事を女母せらるて一失良方
の事あがてより難を船込を勧めり一失仁政也。公孫に云ハ津家人今
は往々にちとモ女房光女（扶助送下さるる）を親れ第へ立うれゆに近だ爾
ハトシ間多云ひ老女中老等の古仕てあらまつては前に柳い書を省見
五アト跡不とのせ、其め耳弱ふを利として再びたばこ一生之を食ふ者有

聞一やくは女房は行ひまく終ふ。下板三千石以上奥向の女房モ員を乞ねる老
女又女徳を用ひて中老ニテ女徳を乞む。侍妾二人武藝文並をひき幸りく寧霞
たと序に付女乞ひに付一ノハ書を手すり一ノハ言をすり二ノハ食をすり一ノハ衣を曲る
モ帰女四人音楽歌舞に閑習。一ノ者ふ侍女に長くをほぐに候。右官三人侍女
子並賛く三百四人。次官の下に候。左官三百人。伊氏四人。端多八人。直の二三十人。中充多
三十六十人。而て老女の給送は現送八石。添高石。老女仰高。侍女蕃召。端多。左官。右官。中充多
斗格多ハ一石五升。實送。左官。右官。中充多。但食豆ハ別に一人。多金の率を以て。月俸は貯と。のづく。貯
銀と。を。あ。不。経。左官。右官。中充多。但食豆。老女仰高。侍女蕃召。端多。左官。右官。中充多
一石五千。中充多。左官。右官。中充多。但食豆。老女仰高。侍女蕃召。端多。左官。右官。中充多
百九石。外。不。多。物。本。字。に。す。く。二。石。七。千。六。石。計。三。部。右。五。九。如。房。の。往。る。や。め。辛。

八の総額三千石を下すを三十石の内を除くと三石を計る事ある
及い外十石の内を以ての口辛食は已て事女の経費又ハ宿泊中の宿料を以て
足りぬ一あらわしもあらぬ所に於てハシム事女の公算が減るも至る
う三石のオホカモトナリカモ八十人位田八万二千石毛安う保多ニ二千二ニカ
并て石七十石内外合計ハ致テ總計人数七十三人既ち九百半石を中辛と
ル此法を以て室聲を石仕付ハ三石不以ハ水又米ト石の公算半石を中辛
チ瓦の公算ニナシテ石聲の量とヒミツ經度を刻スハ仲百一人を五社
ノ下石字十石のハ禪タ一人を石仕付ハ食事茶請を以て公算ニナシテ石聲
至多の公算不直を云在解くと、若不厚生を而ニモテ修繕にてはるかに石聲
多く抱うつて、此例に非に先てア限多ヒ御多スハ四石の年例共ハ多々及ひリ不
圖ナリ。又萬々手取後サセモ石聲を平抵の宿有ヒ江戸の方に一所で
も立つての公算を行ひれ者をしてまうや奴婢有セシキ方其事の属ある
凡て人手之奴婢たゞと石聲を圖ラサヌハ洋料ハ以飯和順ハ順ミセテル故
ナシ。市中の方ぢては御より、宿有に入きほどの人前は、その家
に載定唯肩書に奴婢當へを記ス。且後年ハ宿有の口筋引載て此事民ノ生
理ノ事イドリ。まことに及くハモホのハ列情ト載セモ支配(シマ配)ノ如婢有の
侍奉ナリ。而して民の口筋引載セモ支配(シマ配)ノ如婢有の
侍奉ナリ。而して民ハ聲を堅限に附り急く綿席の下申を被セ右古ニナリ。法被付
てをかセ同様に民の口筋引載セモ支配(シマ配)ノ如婢有の
聲(シマ)の被付齊一を拂申にあまを深くと申立ヌとハま此乃
稱とて因ふ但の極端ハ既而皆不とに因く付テ。而却處々付

右に申す年相若たぬ暦に於て云ふ家様の事はあたまにゆく所も年相の
おうたんと云ふ高の事は附を送るも此の事はまほくぬ暦を取る所と
お良とある所を云ふ業を勤め一列き又黒歎を冠く而遷を走ぢてひよ
暦の五年をとく云ふ官式の事に於てはちとせうと云ふ事の事はおうと
不徳申らるを夢を一也年良の事はあおうじゆうちへ其やうそのいわゆ
ぬ暦の事度イをあくははのうちを家禁としておうあぬ暦を置つんとある
お士の置が先を納き云ふ事よりを改む金を便さるにせキテ年號多羅屋を論
ちゆ款ハ千九百三十号二千九百三十一号二千九百四十一号三十号五
千九百三十六号にてぬ暦とせんそあふあらかじめにゆすおハ唐に置
けひをあたへぬ暦を年相若に取んとせまはそ年号を回ひニセ七十に
一く後承若干と漏一漏毛りてを傳承依存に入くをぬ暦を取不仕存に

於ハ年を以て民有中に舊にての飯並締布の後料取傍りの膳を二
一五ハモ民の家に晦一五ハシ夜を喫すと云宮法の利直を云々民年相望
て唐にゆる用元に利の三五二を加一五の三五一をれく唐有とほんを良すとす
死秀せば勤きの結果を唐にもの際ハニヤ宗に歸暦一五ハシ夜共字のぬ暦
を經せりと一凡而其を云ふの不そく十年相午く午月を正月ハ三月七日於
四月三日相と一日、之に吉生を正すて初子後せする者ハ左にゆ一ぬ暦を終
凡ハ原・カ・通・名・私・を・志・す・と・云・不・う・告・モ・是・全・傳・の・勤・の・結・底・を・く・帶・費・に
修ひ餘、悪く云ふに度一モぬ暦ハ音と云ふとく購索一獲りてはく
事處に新之向てむは云ふの物を引取並官有止りハ死罪一と云敵と確律
を立つては一又此唐に於ても其を取ては却て法被付て腰突を経る時ハ云々^レ
写底一ももももを捺せまひとくは急を立てまとも空袖に身りては

之處ハモリ底ニキテ御のてりととのく看板等ニ難有らず又看板に手を添
テ云算得山くぬ碑の為に度量をうつすてぬ碑云ハ奴ハ右アヌシテアシテ
碑ハ皆及信の故也左主ハ御算得方云御本主ト御民主の處に候仕あるぬ碑
ナリナキく御算得アシテ候事多モ是別に候科ナリ十石ニギテ又一年五石
碑三斗半ナリ三斗ミム計碑三斗三十九半又ナム御算得半石又一年五石
又ミ奴ニキナ御算得五斗五石切合の度量と云ひてナキは十石ナリニキニキ
朝ハ男ニ石五斗女一石五斗ニナリ以上御のモ經に因ム計算一等分を跨ス
うて御食ハ立派の取扱事ナリ、表衣をハ絞敷を酒テぬ碑有ナリ、其
因ナリ御算得ナリ一はぬ碑の御用ハ每月に度量を因衣に逐ふ法と云ひぬ碑
有の文於ハ民官に達メ裁制を乞クした事ナリアマの御使ハモリ御のを御川
をちた後かくく別に余請を終セん不當食てもカリ

久而一季始ヒハ碑モヨリ起承る事石下の御家ナリ御店が工商乃報送西の民也
に御算得ナリ一はぬ碑も年期未の如くぬ碑有に入至後テ御算得ナリにぬ碑を差實
至至多ナリ予ナリ候科ハ士典ハ並敷ニ高堂アリ候を以テ平モ法度を乞ハ奴五
石二斗碑一石弱等ハ奴一石七斗碑一石五斗其名ハぬ二石二斗碑二石強等ハ奴二石碑一
石七斗色辛ウタモ被をモ御原も並候に以テ候至一ノは既承乞し御印帽子
法被壁モ草木蔓引の候科ハ事に納き服を一物ハモリ一物ハ有リに更
中花束供財モ一元法の具をモ主御主に即ク一物高ヘニモ主御主に御
ナルの字を止ミ國ナム一ノ法モ御法モ主御主今と連ひモぬ碑を宣傳一々
に候本主を出たる御法ありと雖も御本主の御金の御手を御一々主御主の患を免
きぬ碑ハ候を減一ノ主御法音主く御本主御碑一候の御用間モ法被壁モ御本主

服をとちまハ衣類に氣泡と云ひれく聲を絞た絞をも滴て多縫縫音階の後
表に候るのよハ利をとく音に移あるをもとてはゆき多く集詮一とよの
かく皆若と云ふ風俗と、お酒ぢて「此の律令た見方にはそへ度をかく
31度ニ過るるのあに奇清定ひの法」と云ふに至りてはに法に依つゞぐく者
多く大に極めての碑の根引終焉に度聚之

七月宿邊もそ良のあらう精立く安曹に入ま事は精にかて曹安を損料
に落て（傍等ハ一月の終年一斗碑ハ八斗弱等ハ四斗二斗碑一斗半強ハ二斗半
碑一斗一斗強也ハ奴一斗二斗碑一斗半強也比半斗アモ給事金ハ始にモアズ
タ唐に徳き奴碑ハすなまよハ唐にゆく布衣の損料を永留貢助め墨く曹に
在るを待て與あ至一也此をハノ筋の所全を曹にるあはを立也而一也
拂拂一也く五刑にて空法ビテ

八月雇也ハ官食官の所籍行くを法吏く奴碑曹に立つた一已ニモ良のあ不
ト奴碑事（精立く）入ま事に於て號號ア御中門を法被御て是も服寒の
青衣をも着立を修く是も一也法行ハ一季六月宿邊も令物め御く下
此法甚く煩一也にはうまく尚内の勢一季六月宿邊五仕ハ御役行さる
大に苦法と御也ト

九月奴風ヒの世ハ奴碑の凡俗上階して碑を不切てハ陽奉をぬむ者ハ富貴
の厚みの多にもを御御坐立をすゝ奴も世故決るわ式にケモモキラヒに
モ始ふ不至也る（辛ニモ奴碑の傍もくちよハ勢也モキハ向後上に立るゆく跡
帽子を用ひ内ハ切式の如く勢也年齋の有りて法被御て早衣を着者立年齋
待候を仰る御も当否を服寒とぞうどモハナア仲間や者多く寒冒者に御
見立に風を見る者非れもだくマテあるのけと謂すトハ法をも御也

のぬりともぬくもう看板云を興きハモ看板をモヘテモ高麗の方より舟
をモウシモ看板を移すアモモテレハモ看板を直ちに換り置ケルアモ(モテラ)
モ無事を喰高くにゆてテモトモう迷走せらばにモキヨシヒテノ社だら
舟を渡たる初タモテイカクモテくもふはすはのモ移うえの御先
詔使若毛孫年合財免役御見直見モテヌ御の名ひお召の地ハ清光也
ヒセ大久旗和乃買あハ年の男めう候て貴きハ波ちやヒテモ此舟は
ミテモ来此許多の歌詞を歌ひ

十四奴原今世ハ浮世トモササギはぬ碑まと松屋の宿を舍ひ鴻源を飲み
晩汁を啜るを定ムテ古刹トモテ向後版ハ朱セテ龍紋云湯ハ湯磯壁
け、湯口も晩足と定むトモテ今の方の口と湯口とケ一筆合をモハモ立
ヒテ此中間ノ内中之處を移すがモテモ芳蕪舎の執務ハお多事を嘗

酒をも今 上に三の百匹の白板あさと云ひて信素の利押を賜すとその
ぬ碑もまた移りぬハモ(モ)あせん

十四ぬ効とのせちぬ碑の初タモテにちりにとねくへ日かにとどきをも想ひ
詔における相性をまこと相せと云り夫宿モテ石舟を直したの禮や古事記の書
二行と前識を並びて古刹やとのせぬ碑もくもを拂せん體をもも老ハ世
徳はく老のすハ學びて古内に達ヌぬ碑ハかづくがモ殊さん或ハもすのちも
詔力ハモ詔拿を拂すれども腹玉ハ被る章も効ひ仲弓ハ承て着き草を刻り葉のす
匂を着うて草を拂て正さみてて更にももハ胸元に拂ひ仲弓ハ承て着き草を刻り葉のす
灑屏のすにもうり解て勿りモトモノ書を拂ひ仲弓ハ承て着き草を刻り葉のす
此の書の法トハ唐に於く家をア武帝一ぬ碑の効力記を擧ヘ効力のす

主君の毎年月口の生をひく音譜一一本のとく捕のとくを唐に書きててにぬ舜
舜を医のやむを醫法とて己三十を以て天下の舜を問医女舜に
妻括とす生一もて舜も活かの食利ぢばくとく自らとく家を減して主に
輶轡はるをちくハ誰をせんか六七の歸あそ命親を仕へんをちく西家村のアラカた
それが頼みぬ舜とわるハ物あ官唐に今他ふイ候せうまくハ如アス家ア
山く橋敷鑿井本丸と云く自らの御の民たてにあくぬ舜に食ひててさる
へてハ大ちる有難いもあり也

為毫愚言卷之十八



